

## 国際課税委員会（第56回）の概要

文責 森信茂樹

2012年2月29日、青山先生から「サービス PE について」以下の通り報告をいただき自由討論をしました。（資料別添）

サービス PE は、OECD モデル租税条約第5条コメンタリーパラ 42.23（代替的条項案）として、以下のように記されている。

「...恒久的施設(第5条が定義しているもの)が存在しない場合であっても、一方の締約国の領域内で他方の締約国の企業が行う役務から生ずる利得に当該一方の国が課税できる、とする規定」

「...このような課税は、一国の領域外で行われる役務に対してまで及ぶべきではないし、役務に対する支払金ではなく役務から生ずる利得だけに対して適用されるべきである。また、このような課税が許容されるには、ある国における最低限度の滞在が必要である。」

「これらの要件と整合的な規定例は、以下の通りである。二国間で合意することによって、各国は、自由に、かかる規定を自国の租税条約に挿入することができる。

1, 2及び3の規定にかかわらず、一方締約国の企業が他方締約国で、

a) いずれの12箇月の期間においても、他方締約国内に滞在する期間が合計183日間を超える個人を通じて役務を提供し、当該期間の企業の能動的事業活動(active business activities)に帰属する総収入(gross revenues)の50パーセント以上が当該他方締約国で当該個人が遂行する役務から生じている場合、又は、

b) いずれの12箇月間の期間においても、合計183日間を超える期間、他方締約国に滞在し役務を提供している1以上の個人を通じて、同一のプロジェクト(same project)又は関連するプロジェクト(connecting projects)に対して当該役務を提供している場合は、

当該役務を行う際に、当該他方締約国で遂行される活動は、当該他方締約国に所在する企業の恒久的施設を通じて遂行されるものとみなす。ただし、かかる役務が、4の規定に定める役務であって、事業を行う一定の場所を通じて行われる場合には、同項の規定に基づき当該事業を行う一定の場所を恒久的施設とはしないものに限定される場合を除く。この規定に関し、ある企業のためにある個人が行う役務は、当該個人が役務を行う態様を他の企業が指揮、命令又は監督する場合を除き、当該個人を通じて当該他の企業が行うものとはされない。」

「かかる代替的規定は、恒久的施設の定義を拡張し、非居住者が遂行する企業によって提供される役務から生ずる所得に課税することを許容するが、それは第44.22パラグラフで述べた原則に沿ったものである。」

この規定は、要件(a)及び(b)に該当する場合には、企業が、源泉地国内に、1号ないし3号PEを有していない場合であっても、PEが存在するものとみなす規定である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。